

# 県内外の教育動向

## ▼県外の動き

3月26日深夜、中野区議会定例会は、二月に実施された第二回教育委員選挙の得票第二位(元小学校教諭、垣原英幸氏)第三位(元養護学校教諭、藤沢美子氏)選任の就任部提案に同意、紛糾がようやく決着。すでに任命されている一位の法政大学教授、山本正明氏(五四)と合わせ上位得票者三人が新教育委員に就任する。(毎日) 26日四年制大学における専門教育のあり方を検討してきた大学基準教会(会長、松田武彦、東工大学長)の研究委員会は、今後の大学専門教育は四年間の履習では極めてむづかしく、学部段階では一般教養と基礎的専門教育を中心にし、大学院の修士課程で専門教育の完成をめざすのがよい、

など現状の問題点や検討課題を整理した中間報告をまとめる。

大学院の博士課程については、通常の学制から切り離し、学術研究体制の一環に繰り入れることなどを検討するよう求めている。今後一年間をめどに最終報告をまとめ、各大学や関係各界に提言する。(朝日) 27日までに文部省は小中学校の道徳指導資料「基本的生活習慣の指導」を作成、全国の小、中学校の全学級担任と各教育委員会などへ送った。副題は「望ましいしつけの工夫」で、初めての教師用しつけ指導の手引書。小学校で指導を手がけ、中学校で習慣の定着を図る。(読売) 31日臨時教育審議会の第三部会(有田喜寿雄会長)は、二泊三日の合宿審議の内容を「部会長メモ」にまとめて公表。これによると「中等学校の多様

化、弾力化を図る視点」から、①現行の中学、高校と並列した形での「六年制中等学校(仮称)の設置」②高校での履習形態の多様化と生涯教育の観点から単位制高校の設置③修業年限三年以上の高等専修学校卒業生への大学入資格付与の三項目を提案。

31日午前の予備委員会で文部省の高石初等中等局長は「教育的配慮を踏まえ、現行制度を若干強力的に運用すれば足りる」とし、学校選択の完全な自由化には応じられないとの見解を示す。学校設立要件緩和という自由化については「(学校の)公共性・継続性というような緩和は到底不可能だ」との考え方を示す。文相も「臨教審は教育基本法の精神にのっとって議論しており(鳥の学校化まで含めた)答申がなされるとは思っていない」と大幅緩和に反対の見解を表明。これらは共産党の吉川春子氏の質問への答弁。(サンケイ) 4月1日大阪府教委が、今秋実施する六十一年度の小、中学校教員採用試験合格者(中学校五十人、中学校三百人を予定)を対象に、十一月から五人ずつのグループに分け、学校の授業見学、遠足などの行事参加、生徒の生活指導を主体に、二週間の実施。来

年三月には八日間の集中講義で教師としての心構えや市の教育の現状をたたき込む。「研修不参加者は採用しない」強い方針で、千五百万円の実施予算も計上。すでに山梨、長崎などで教委が採用前研修を実施しているが、いずれも採用直前の一、二日だけ。大阪府教委がこのほど府議会で、「運用によっては問題も」との見解を表明。(毎日)

1日高等教育の改革を審議している臨時教育審議会第四部会(飯島宗一郎部会長)は、六月の第一次答申のたたき台となる「審議経過の概要(その二)」の部会案をまとめる。「これまでの審議状況」「高等教育と中等教育の接続の問題」「大学入学者選抜制度の改革について」「接続に関するその他の諸問題」の四章で構成。第三章の「選抜制度の改革」の中でアラカルト方式の「共通テスト」の実現と、国公立大の受験機会の複雑化を提言。(読売)

2日までに中曽根首相は、世界に通用する日本人づくりを目指して文部省と自民党に対し「日本学」研究の拠点としての「国立日本文化研究所」(仮称)設立に向け具体的計画の策定を指示した。文部省は月内にも国立民族学博物館(島根県美濃町)内に

調査会を発足させる方針。さらに、「大学付置施設では実行困難」として国立大学共同利用機関に位置づけられている。(毎日)

2日参院文教委員会松永文相は、六年制中等学校の設置問題について、「前向きに、真剣に検討を始める」と述べ、構想を積極的に評価、六年制中等学校向けの新しい学習指導要領の策定など、準備作業に着手する考えを明らかにする。久保巨氏(社会)の質問に答えたもの。(松永)

3日臨時教育審議会第一部会(天野直弘部会長)は夜の会場で「個性主義」を教育改革の基本理念として打ち出す部会報をまとめる。「学校教育の自由化」について、今後、改革具体策の策定をめぐる「自由化」が引き続き検討テーマであることを指摘。同部会は十日に報告を総会に提出するが、第三部会(竹田一寿部会長)は報告に「自由化」反対を明記しており、自由化論議は総会を舞台に展開されることになる。報告の第一部は、これまでのヒアリングなどの際の部会の論議を項目別にまとめたもの。

第二部は、二日の合宿集中審議での「自由化」論議を紹介しながら、「個性主義」の意味、考え方などを詳しく明らかにしている。とくに自

由化論と個性主義の関係については「本来、自由化は画一性、硬直性の打破、個性主義の尊重という意味だ」として、日教組などが教科書検定の廃止などの意味に使う、「教育の自由」との混同を避けるため「個性主義」と言い換えたに過ぎない、とする自由化論者の指摘を盛り込んでいる。(朝日)

3日臨時教育審議会第二部会(石井盛望部会長、社会教育担当)は、「審議経過の概要」部会案の大筋をまとめる。「学歴社会」の分析が中心で、学歴偏重の是正についての具体的提言を行うかどうかの結論は出なかった。部会案は「検討の視点」「社会の変化と教育・学習の生涯化」「学歴社会の検討」の四章から成り、「生涯学習社会」を建設するため「学歴社会」の是正が不可欠であることを強調。ただ、各項目ごとの具体策は数語まっではないうえ、他の担当分野と重なるため、独自にまとめるのは困難、との判断が大勢を占める。(日本経済新聞)

4日臨時教育審議会第四部会(飯島宗一郎部会長)は、高校生(二人)予備校生(一人)大学生(五人)を招いて大学入試制度をテーマにした初の公開ヒアリングを行う。職業高は

進学に不利、九月入学制は疑問など否定的な声が多く出る。(毎日)  
5日文部省は、「日本学」研究の拠点としての「国際日本文化研究センター」(坂巻)設立問題で、国立民族博物館内に同センター構想の具体化のための「調査会議」設置を決める。第一回会議は十二日に開かれる。(毎日)

10日環境庁は、都会の子どもたちにもっと自然に触れる機会を持つってもらうため、民間の資金協力を得て「母と子の森づくり」を進める計画を発表。まず、新宿御苑、京都御苑(いずれも皇庁管理)、名城公園名古屋(管理)の三地区で建設を急ぎ、さらに大阪なども具体化に努める。(毎日)

11日「学ぶものの立場に立つ教育」と、全国の小中高校の図書係の教師や司書で構成する全国学校図書館協議会はこのほど「二十一世紀を生きる教育」をめざした教育改革の提言をまとめた。「知識の詰め込みをやめて子供が自ら学ぶ意欲を大切に育てる教育こそ必要」とし、そのためには一学級二十五人以下のクラス編成にし、図書館を中心とした学校づくりを求めている。(毎日)  
13日千葉県教委が「ほめ方しかり方」

を教える指導書を発行することが明らかになった。六月ごろから作業を始め、年内に発行する予定。約二万六千部を発行。小、中、高校でクラス担任をしている教師全員に配布する。こうした問題にまで教委が「口出し」をする例は他にない。(朝日)  
13日日本私立中学高等学校連合会(箱越克明理事長)は臨時教育審議会に対し、①修業年限三年以上の高等専修学校卒業生に大学入学資格を付与するには、専修学校の教育内容、教育資質、施設などの抜本的見直しが必要、②公立学校で中高一貫の六年制学校制を実施するには危険が伴う、③九月入学制の実施は高校を含むすべての学校の同時実施でなければならぬ——という見解をまとめ、文書で提出。(毎日)

24日臨時教育審議会(岡本道雄部会長)は、第十六回総会で、昨年十一月以来の教育改革論議を「審議経過の概要(その2)」としてまとめ、公表。「概要」は六月末の臨教審第一次答申の原案となるもので、教育の画一性の打破をめざす「個性主義」を教育改革の新理念として提唱。論議のあった教育基本法の扱いは、条文改正を否定し、同法の精神を時代に合わせて再評価する方向を打ち出し

た。改革の具体案では、戦後の六・

三・三制の学校体系下で、義務教育を含む初の制度改革となる中高一貫教育の「六年制中等学校」創設を最大の目玉に、「単位性高校」新設などの中等教育の多様化・弾力化策を盛り込んだ。大学入試改革では、現行の国公立大の共通一次試験に代わり、私大も利用できる。「共通テスト」の新設を提唱。各大学の自主的な運用で入試の多様化に踏み出すことを求めている。(朝日)

25日政務次官会議で、臨時教育審議会が二十四日公表した「審議経過の概要」が議論され、臨教審が示した改革理念や六年制中等学校の新設など具体的な改革案について、「自由化や個性主義の言葉にこだわりすぎている。子どもの能力を発見し、伸ばすという基本目標に沿って議論すべきだ。」(村上憲司法務次官)、「エリートを育成する学校になる可能性がある。」(田沢智次通産政務次官)、「教員の試補制度の提案は不十分だ。制度の期間などを明示し、ぜひとも民間の経験をも(教員に)積ませる必要がある。」(高橋政夫厚生政務次官)、「文部省は自由化反対などで臨教審委員の間を走り回っているのではないか。」(与野野野通産政務次官)など、

批判的な意見が相次いだ。(朝日)

26日再燃した「教育の自由化」論争で、臨時教育審議会の有田一寿第三部長は「『学校教育自由化』について」と題した反自由化の個人的見解をまとめた。見解は、「義務教育段階の自由化は特に慎重でなければならぬ」としたうえで、①学校設置の自由化、②学区の廃止、緩和、③学校、教師選択の自由、④教育内容の自由化——などについてそれぞれ理由をあげて反論しており、同日の第三部会でも了承。(毎日)

26日「校則」体罪、行きすぎた学校と警察の連携など、人権侵害の実態を、日本弁護士会が初めて調べる。人権の抑圧がいま問題となっている。はじめの原因にもなっているとしており、調査は、①各地の弁護士会を通じて「生徒心得」や「校則」の収集、分析、②管理教育が浸透している府県での聞き取り、③人権侵害の事例の公表——など。十月に秋田県で開く人権擁護大会で実態を報告するとともに、教育現場へ具体的な提言をする。(朝日)

30日までに、日教組(田中一郎委員)は、臨時教育審議会(岡本五組会長)が公表した「審議経過の概要」に対する反論をまとめた。「臨教審の部

会報告の問題点」と題し、「戦前の

アジア諸国への侵略を反省せず、日本軍国主義を免罪している」「個性主義」は教育の場に競争原理を導入、公教育を解体しようとするもの」「学歴偏重が国民の誤った意識にある、と問題をすりかえている」「エリート養成を求める産業界の要請にこたえるもの」「共通テストが受験教育体制を改善する保証はない」とし、全面的に批判。(日本経済新聞)

5月3日全国知事会は、「教育・文化行政と府県―戦後四十年において府県の果たしてきた役割と今後の課題―」の報告書をまとめた。教育行政はできるだけ地方にまかせ、教育長の承認制など、国の行き過ぎた関与をやめること、児童、生徒や地域の特性に合った学校教育を啓発することが今後の課題としている。(朝日)

5日までに文部省は、全国の公立小、中、高四万校すべてを対象に、特別活動がどのように実施されているのかをつかむため、各都道府県教委などに二十五項目にわたる初の総合調査を指示した。はじめの問題、喫煙防止、性に関する指導、避難訓練の実施状況などを初めて調べるほか、入学・卒業式での「国旗掲揚、国歌斉

唱の取り扱い」についても詳しく聞

いている。君が代問題については十五年にも約三千校の抽出調査をしているが、公立全校に及ぶ調査は初めて。同省は七月半ばごろまでに結果をまとめ、不十分な点については改善を求める指導通知などを出したいとしている。(朝日)

8日、9日全国都市教育長協議会(会員数六百六十七)の第三十七回定期総会が兵庫県尼崎市内で開かれ、義務教育の通学区問題で「地域を中心にした現行の制度を堅持する」などを決議。(朝日)

9日民間の研究団体、政策構想フォーラム(代表世話人・村上英典大教授)は教育改革の具体策として「学校教育行政の行革提言」をまとめ、発表した。教育行政の中で高等教育の自由化がとりわけ重要だ」と強調、国公立大学の学校法人化、大学設置基準や修業年限の規制の大幅緩和、国立大学一次試験の廃止などを提案している。この提言を臨教審に提出するが、国立大学の現職教授グループが正面切って「国立大学無用論」を主張するのは異例。(日本経済新聞)

10日臨時教育審議会の第三部会(有田一寿部長、初中教育担当)は、「教育における自由」論を検討したが、そ

の中で、政策構想フォーラムが九日に発表した「教育行政の改革」提言のうち国公立大学の学校法人化を柱とする「高等教育の自由化」については基本的に賛成する意見が大勢を占めた。(日本経済新聞)

16日全国工業学校校長協会(加藤時雄理事長)など職業高校の学校長協会六団体(全国職業高校校長協会、全国工業高校校長協会、全国商業高校校長協会、全国水産高校校長協会、全国看護高校校長協会、全国看護高校校長協会)は、臨時教育審議会が先月公表した「審議経過の概要(その二)」に対する意見書を合同で臨教審に提出。意見書は「概要」に盛り込まれた職業高校の取り扱いについて部会別に論評しており、このうち第一、第三両部会に対して「職業高校に対する偏見や軽視の風潮による弊害を是正する論議がなされていない」「職業高校に關してはその項目立てすらなされていない」などその取り組みに強い不満を示している。具体提案として、

17日全国高等学校校長会(加藤道雄会長)は、先に臨教審が「審議経過の概要その二」として公表した教育改革事業に対する提言をまとめ、臨教審事務局に提出した。そこでは「概要」に感られた「六年制中等学校」「単位制高校」の新設構想に賛成の立場を明確にしている。また、私大も利用できる「共通テスト」構想には慎重な対応を求めている(朝日)。

18日全国連合小学校長会(橋山安生会長)は、臨時教育審議会の「審議経過の概要その二」に対する要望、提言をまとめ、臨教審に提出した。この中で、教育の根本の見直しには「教育基本法の検討からはじめて、新しい教育理念の確立を図るべきである」として、教育基本法の掲げる教育の目的や諸元則、法の精神について、より突っ込んだ審議を進め、再評価するよう要望している(毎日)。

22日臨時教育審議会関東地区公聴会で、不十分な現状認識、人間教育の欠除、子供の立場に立て、学士試験の創設を、教育理念を欠く概要、勤労者対策が課題、教師が多忙すぎる、等の意見発表があった。(東京新聞)

22日東京私立中学高等学校協会(会長、吉田盛次、富士見高校校長)は、臨教審の「審議の概要(その二)」に対する

意見書をまとめ、臨教審に提出。意見書は「六年制中等学校」について、①理科、外国語教育への導入は、少数の受験エリート校をつくる結果になる、②一般の三年制公立中学校との公平を欠き、制度自体の混乱を招く——との懸念を示し、この種の「実験学校」は「私立学校において実施し、父母の納得の下に選択させるのが自然」としている。「単位制高校」については「原理的に賛同」をせず一方、「弱者救済の美名」の下で「高校の落ちこぼれ・落ちこぼし」に対して、その誘因となりやすいとの危惧を表明。(東京新聞)

24日臨教審第三部会の有田一寿部長は、第二部会の合同会議で、来春基本答申の最大の柱となる「教師の質向上の改善策として、教員免許の更新制を検討していく考えを明らかにした。(読売)

6月5日法務省は、八法務局の人権擁護部長会議を開き、「いじめ」は人権侵害行為であるとともに、あらゆる差別の芽となる問題だとして、情報の収集に努めながら、啓発活動を強力に展開することを申し合わせた。特に教職員による体罰が人権侵害に相当することを周知させることにした。(読売)

5日警視庁の「いじめ相談コーナー」開設一か月を迎えたが、相談件数六百二件にのぼった。この中には陰湿ないじめが自覚未遂に終わったケースが八件あり、問題の深刻さを浮き彫りにしている。(読売)

10日までに、日本弁護士連合会(石井成一会長)は、「人権白書」(六十一年版)を発行。四十三、四十七年に次いで、十三年ぶりの第三集。

①コンピュータによるプライバシーの侵害のおそれが極めて強くなっている、②偏差値中心、受験本位の教育体制の下で、非行、落ちこぼれの問題が起き、子どもの人権は危機的様相を帯びている——などを強調。「国民の基本的な人権にとって厳しい時代」だと指摘している。(読売)

11日文部省は、十八才人口の急増に対応し、国立大学の入学定員を六十七年度から六十七年度の七年間に限って臨時に八千五百人増員、このうち六十一年度にはその五割強に当たる四千七百人程度の臨時増募を行う方針を固めた。(新聞日曜)

18日までに、日本弁護士連合会(石井成一会長)は、「いじめ」や教師による体罰などの人権問題に対し、組織を挙げて取り組む方針を決め、具體的作業に入った。①学校での管理

の基になっている校則、②教師による体制、③学校警察連絡協議会（警警連）に見られる学校と警察との連携の一の実態を調査することにした。日弁連が、真正面から児童、生徒の人権擁護をテーマに取り上げるのは初めて。（説光）

18日今年の大学生志願者は、国間が前年より五・四増え、私立は三割減ったことが、日本リクルートセンターがまとめた実態調査で明らかになった。（説光）

19日～20日国立大学協会は総会を開き、大学入試について、①共通一次試験は現行の五教科七科目を五教科五科目とする、②受験教科の数は各大学の決定にゆだねるが五教科が望ましいことを正式に決定。しかし、二次試験の受験機会の複数化は「引き続き検討」として決定を持ち越し。（新潟日報）

26日臨時教育審議会（岡本道雄会長）は中曽根首相に第一次答申を提出。政府は教育改革推進に向けて本格的な体制整備に着手、「教育改革推進関係閣僚会議」（仮称）を設置する方針。（朝日）

29日文部省は、①いじめによる被害が児童生徒の心身の安全を脅かすほど深刻化している場合には、学校教

育法の施行令を弾力的に運用し、転校できるようにする、②いじめを誘発、助長しているなどと批判のある教師の「体罰」については改めて禁止規定の徹底をはかる、③学校内外に相談窓口の整備を進めるなどを骨子とする初中局長通知を全国の都道府県教委などに送った。いじめ体罰問題については、法務省などが「児童、生徒への人権侵害事件」として強い指導方針を出していた。文部省が通学区の一部規制緩和を行うのは初めて。体罰禁止規定の周知をはかるのは三十二年以来二十八年ぶり、戦後二度目。（朝日）

4月3日県教委によると、五八年度中に全日制高校を中退した生徒は千九百九十七人で、全体の一・四五％になっていることが明らかになる。この七年間で二倍に急増している。（新潟日報）

23日新潟大学総合大学院設置促進期成同盟会（会長・君知孝）の新年度総会が開かれ、同大学院自然科学研究所（博士課程）の早期実現に向け、国に働きかけてゆくことを決めた。（説光）

26日西浦原群黒崎町では、私立高校生に一律五千円の学費補助を新年度からスタートさせたことが映らなくなる。県内で九番目の学費補助制度である。（赤旗）

・県評、新教組、高教組、私教連などで作る「県私学の公費助成をすすめる会」（飯塚良彦会長）は、私学助成増額の県条例の制定を求める直接請求運動を展開することを明らかにする。（新潟日報）

29日若者の悩みに答えようと、県警に設置された「ヤング・テレホン・コーナー」が十年目を迎えた。十年間の相談件数は一万件をこえ、子どもたちからの相談内容は、異性問題や性、交友関係、学業の順になっていることが明らかになる。（新潟日報）

5月3日県高教組組合員の組合活動中の県費支出は不当と住民監査請求が県監査委員に出され、請求者の陳述を聴いた。請求者は、元高校長の渡部富義氏。（朝日）

4日県教委は公立高校の推薦入学制度を六十一年度入試からは、工業と商業関係学科にも拡大することが明らかになる。（新潟日報）

18日よりよい学校給食を考える会（食生活改善普及会、新教組、自治労県本部、県評）の「よりよい学校給食を考

える県民集会」が、約三百人が参加して開催され、「学校給食の合理化を阻止しよう」と呼びかける。（新潟日報）

・三年前に小学校の体育授業のリレー競走で、子ども同士が衝突し、後遺症に悩む本人とその両親が、体育中の事故の責任は横越村にあるとして、損害賠償を求め新潟地裁に提訴する。（新潟日報）

14日私学助成増額（県立高校の半分まで増額）を求める直接請求運動に「立ちあがるつどい」が、十二日ひらかれる。

北村四郎元新潟大学長ら請求人代表のあいさつが者なわれ、「安心して選べる私学をつくろう」という県民へのアピールを採択した。（赤旗）

17日新教連（飯田哲男議長）は、県高教組の組合活動をめぐる元高校校長の請求は不当だとして、県監査委員会に却下を求める。（新潟日報）

23日県高教組に放火をした中学一年の少女が補導される。「うつぶん暗しにやっ」と話している。（毎日）

24日新潟市立東新中学校で、授業中、体育用具でボヤ騒ぎ。授業を脱げ、たばこを吸っていた同校三年女子が補導される。（説光）

26日県教委は、三月に実施された高

校入試の結果を発表する。それによると、五教科の平均点は五一・八点と再び五十点台に戻る。しかし、英語と数学は平均を下回る。(新潟日報)

29日新潟市生徒指導委員会が開かれ、「いじめ」問題について話し合う。

同委員会の委員長には新潟大学教授の石田幸平氏を選ぶ。(新潟日報)

6月7日県監査委員会は、県高教組への住民監査請求で事実上棄却する。

主任制度については円滑な運用の努力が必要であり、「自宅研修」については批判を受けることのないよう検討すべきだと県教委に要望する。(新潟日報)

12日フッ素洗口を実施している小学校の数が二百三十校になり、初めて全体の三割をこえていることが明らかになる。(新潟日報)

23日県教組、高教組などでつくる教育をよくする県民会議は、「みんなで語ろう教育改革新潟県民集会」を開く。下からの教育改革をみんなの手で創ろうと、教師や父母ら約三百人が参加し、教育の自由化や高校入試干渉小学校統廃合問題などについて討論する。(朝日)

・三条市立大崎中学校で、生徒からの暴力で若い女教師二人がケガをしたことが明らかになる。(7月12日)

桑若と眞壽少年等は、同校三年生男子七人を新潟県に移送請求する。(読売)

27日新潟中央警察署は、覚せい剤取締法違反の疑いで女子高校生が逮捕される。(読売)

干渉小学校統廃合をめぐる動き

4月2日町教委は、小出小への通学を呼びかけるため家庭訪問をする。(新潟日報)

4日児童二五人による自主学校の入学式と始業式が行なわれる。(新潟日報)

5日自主学校が本格的にスタートする。干渉小元校長の松永先生をはじめ、七名の教員経験者が授業にあたる。(新潟日報)

8日星一男原告団長らは、再度町当局に円満解決を申し入れる。(新潟日報)

12日就学指定変更等執行停止を求める抗議理由書を東京高裁に提出する。(朝日)

13日町教委は、統廃合反対父母に、小出小への通学を督促する。(朝日)

14日新潟市の母親と子どもたち七十八人余りが干渉を訪ね、交流集会を開く。(新潟日報)

20日干渉小学校の耐力度調査が行なわ

れる。「老朽化はしているものの倒壊の危険性はなく、常時、監視の必要もない」との鑑定結果を得る。(朝日)

22日「干渉小の廃校に反対する住民を支援する県民の会」は、町当局や町会議に「校舎を解体しないように」との申し入れをする。(毎日)

25日新潟市の父母が、干渉小問題を考える集会を開く。

集会参加者は、県教委あてに、干渉小存続の請願書を提出する。(読売)

5月15日君知事は記者会見で、干渉小統廃合問題で、統合の線で收拾をすべきだとする見解を明らかにする。(新潟日報)

27日干渉小廃校の執行停止申し立てで、東京高裁は棄却する。(朝日)

29日干渉小学校存続運動を支援する集会が東京で開かれる。

6月7日町当局から住民側への回答が入れるもの。

それによると、分校案は撤回済みであり、その線での收拾はありえないとするものなど。(新潟日報)

8日干渉小問題を考える父母の集いが長岡市で開かれる。(新潟日報)

東京に呼び、事情説明を求め。(朝日)

12日統廃合反対派の父母は、旧干渉小学校舎に入り、自主再築をはじめ。(新潟日報)

19日町当局は、「役場での話し合いでなければ応じられない」と、住民側の要望を拒否する。(毎日)

20日統廃合反対の父母ら四人が、松永文相に直接陳情書を提出する。(新潟日報)

22日小出町定例議会で、桜井町長は、校舎占拠に関して、強制排除は考えないことを明らかにする。(朝日)

24日新潟地方法務局は、同盟休校の長期化に伴ない、子どもの人権が問題になるとして、町教育長から事情聴取を行なう。(読売)

26日ライト元米軍中尉が、干渉を訪問し、住民と懇談する。四〇年前にも中学校問題で来村している。当時は、南魚沼郡伊米ヶ崎村干渉といっていた。(新潟日報)

7月2日斉藤県警本部長は、「不法占拠を見逃すことはできない」とする見解を述べる。これは、六日県会での質問に答えたもの。(新潟日報)

5日小出町長は、定例町議会で、強制排除もありうる見解を明らかにす

# 研究所活動日誌

(菅藤浩志講座)  
15日編集委員会  
事務局会議

お知らせ

・住民のための教育を守る会会長  
(大平由雄)は、岩村県議会議員長に對して、解決のために県会があっせんすることを陳情する。(新潟日報)

8日県会総務文教委員会で、干漕小問題の集中審議が行なわれる。県教委は現地へ出向くことも含め最大限努力することを約束する。(新潟日報)

9日小出町教委は、県教委に對して慎重な対応をと要請する。前日の県会総務部文教委員会の審議をうけて、今後の対応について協議した席上で要請したもの。(新潟日報)

10日有磯県教育長は、小出小への登校促進のため、小出町で町長と会談する。(毎日)

11日統廃合反対の父母らは、県会の岩村議長を訪ね、同盟休校を中止し小出小へ通学させ、その後問題解決のために話し合っていく。また、子どもたちが不利益を被むることのないように県教委に要請してほしいとする要望をする。(新潟日報)

12日干漕小の児童三十九人が小出小へ登校する。

しかし、原告や住民らは、旧干漕小校舎の占拠は当面継続し、町当局の対応次第では、再び同盟休校も辞さぬとしている。(新潟日報)

4月1日事務局会議

7日事務局会議

11日干漕支援県民の会

17日教育懇談会(新潟市)

18日パンフレット作成委員会

20日研究部会世話人会議

23日事務局会議

27日第2回理事會

5月4日教育研究所地域懇談會

(村上市)

7日事務局会議

11日教育懇談會(新潟市)

13日干漕問題学習會

14日事務局会議

15日教育懇談會(新潟市)

18日教育研究所地域懇談會

(津川町)

21日干漕訴訟第3回口頭弁論

事務局会議

24日教育研究所地域懇談會

(六日町)

25日事務局会議

28日教育懇談會(新潟市)

6月1日事務局会議

8日聖籠町地域調査

事務局会議

9日第一期教育セミナー

18日教育懇談會(村上病院)

19日教育懇談會(新潟市)

21日事務局会議

22日「学閥」研究会初會合

25日授業研究会打ち合せ

28日事務局会議

聖籠町調査打ち合せ

29日教育懇談會(新潟市)

7月2日干漕訴訟第4回口頭弁論

4日教育研究所地域懇談會

(新潟市)

5日北越高校鳥屋野地区父母懇談會

談會

6日教育懇談會(長岡中央病院)

学校給食を考える懇談會

(加茂市)

9日事務局会議

10日聖籠町地域調査

第二期(公年)教育セミナー

4月 田中 孝彦氏(東京経済大学)

教育科学研究会常任委員)

6月 大槻 健氏(早稲田大学)

10月 田田 善英氏(日本体育大学)

教育科学研究会常任委員)

12月 福島 達男氏(日本福祉大学)

公書教育研究会副会長)

